

第2回内子町議会議員研修会

7月13日、内子町議会議員18人が出席し「第2回内子町議会議員研修会」を開催しました。

今回は、町民の皆さんの健康を守るために重要な国民健康保険制度と、龍王再開発事業の中心的施設として現在建設中の健康増進施設について町の担当者から説明を受け、研修を行いました。

研修会の様子



国民健康保険制度について

文教厚生常任副委員長 富永 眞吾

日本の国民皆保険制度は、世界で最も優れた保険制度です。すべての国民がいずれかの公的保険制度に属し、医療時の負担軽減を図る、それにより生命と健康に対する国民の安心を保障しようとするものです。あのアメリカ合衆国でさえ国民皆保険は達成されておらず、かつてのクリントン政権、そして現在のオバマ政権もその達成に取り組んでいます。が、困難を極めています。今後、形を変えながらも、日本の皆保険制度

を守っていくことは、すべての国民が望んでいると言っても過言ではないでしょう。

日本の医療保険制度は大きく分けて被用者保険制度（企業の従業員や公務員が対象）、国民健康保険制度（自営業者、農業従事者等が対象）の二つがあります。

7月13日、内子分庁舎で行われた議員研修会では、医療保険制度の一つ、国民健康保険制度について学びました。

国民健康保険制度の対象者は自営業者、農業従事者、サラリーマン退職者などです。75歳になった時点で、長寿医療制度（後期高齢者医療制度）に移行することになりますが、これは国の政治情勢によっては変更となる可能性もあります。

次に、給付内容としては「療養の給付」「入院時食事療養費」「入院時生活療養費（65歳から）」「高額療養費」「出産育児一時金」「葬祭料・埋葬料」「傷病手当金」「出産手当金」があります。

この中で特に留意していただきたいのは高額療養費です。1カ月あるいは数カ月の医療費が多額に上る場合、限度額（1カ月におおよそ8〜9万円、4カ月以上に渡る場合は1カ月5万円くらい）に応じて、それを上回る額を保険者が負担するとい

うものです。これは申請しなければ受け取ることができないため、注意が必要です。なお、所得により限度額は変わります。詳しくは町の担当者へお問い合わせください。

また一般的に、国民健康保険の被保険者は低所得者や高齢者が多いため、財政基盤を強化する観点から、国によってさまざまな支援策が講じられています。今後ともその傾向は変わらず、国の責任で財政支援の制度を拡充する必要があるとのことでした。

次に内子町の国民健康保険制度の財政状況ですが、20年度は1億7千万円の黒字決算となる見込みです。19年度に保険料を引き上げた結果、このような黒字決算となったのは、想定外のことでした。後期高齢者医療制度創設により、医療費のかかる75歳以上の人が国民健康保険制度から切り離されたためか、あるいは内山病院の休止の影響か、原因は定かではありません。通常は5千万円ほどの繰越金があれば国民健康保険特別会計は運営できるといわれています。今回の黒字決算は世帯当たり5万円以上の金額になります。

これに対し、一部町民の人々によって、保険料返還の署名運動や町長との面談が行われました。保険料については今後、内子町国民健康保

険運営協議会で、22年度からの引き下げの方向で検討される予定です。

最後に、わたしも学生時代、国民健康保険制度を含む社会保険一般を勉強していましたが、随分と制度が変わっていることを実感しました。年々変わっていく社会保険制度を理解するためには、日々研鑽が必要だと感じる研修会でした。

龍王再開発事業 健康増進施設について

文教厚生常任委員 大木 雄

健康増進施設は、「内子町総合計画」健康づくりプロジェクトの一つの推進事業です。当初の計画どおり、民設民営で行われます。事業主体は（株）新風会（大洲市）で、建築は山本建設（内子町）が受注・施工中です。

施設の規模は、すでに「広報うちこ」（6月15日号）に掲載されていますので、皆さんご存知のことだと思います。

この施設は、町民すべての皆さんの体力維持や健康増進を目的として、健康に関する指導や健康相談を通して、生活習慣病や介護予防に役

立てるとともに、医療費の削減につながるよう、町が企業を誘致したものです。

企業誘致に当たっては①町有財産（敷地）を30年間無償で貸し出す②プールに使用する水（龍王公園施設散水用地下水）の使用料を30年間無料とする、といった優遇措置が取られています。

町からは①地元雇用②温水施設の加温熱源燃料として地元製造の木質ペレットを優先的に使用する、などの要望を申し入れてしています。現在、雇用人員は5〜8人の予定というのですが、インストラクターなどの専門職種を含んでいるため、町内に人材がいけない場合は町外からの雇用となり、雇用人員が減となる可能性があるとのことです。またペレット燃料も、単価などの問題があり流動的であるということですが、皆さんの一番の関心事は、施設の利用体系ではないでしょうか。しかし、まだメニューや料金などは未定とのこと。ただし、現段階での原案は次のとおりです。

- 営業開始 平成22年1月
- 営業時間 午前10時〜午後10時（木曜日定休）
- 対象予定 幼児〜高齢者
- 料金体系 原則、会員制
一般・法人5〜7千円

●メニュー

- プールⅡ泳法レッスン、水中エクササイズ、水中ウォーキング
- フィットネスⅡストレッチ体操、エアロビクス、ヨガ
- トレーニングⅡ有酸素マシン、筋力マシン

以上のような内容を基に検討を重ね、決定することです。

また、町としての施設利用については、ここでできないプログラムを計画し、デイサービスなどの利用を図りながら活用するとの説明でした。

同僚議員から「温浴施設との競合が生じるのでは」との質問がありましたが、理事者からは「鉱泉と真水の違いがあるのであまり心配していない」との答弁でした。また送迎についての質問には、路線バスの運行などを今後の課題とするということでした。

運営に当たっては、民設民営であるため規制や口出しはできませんが、町民の健康増進を目的に掲げているので、前記した優遇措置などを踏まえて、会員制にこだわらず一般開放をし、気軽に町民の皆さんが利用できる料金設定をしていただくようお願いいたします。

企業誘致は、地域の雇用対策、経済波及効果も一つの目的であり、一



健康増進施設の完成予定図

般職は全員が地元の人材でも構わないのですから、優先的に採用していただきたいものです。また、ペレット燃料も地元生産品の使用に努めていただき、安定的需要により、燃料の原材料を地元調達することで、経済の活性化を促すとともに、放置林が解消できるよう、今一度要請し、議員の一人として推移を見守りたいと思います。

今後、体験利用の計画を立てながら、多くの町民の皆さんの利用を呼び掛けることとします。